

～弁護士の女房のつぶやき～

◎先日、県外の友人から電話があり「宮崎に帰省するので会えるかな？」とのことでしたので、楽しみにその日を待っていました。その友人は普段はほとんど携帯を使わず、勿論ラインやメールはしません。ちょっと勝手が悪いけれど、その友人とは電話でのやりとりです。当日、美味しい食事をし、お互いの近況報告などで盛り上がり楽しい時間を過ごし別れた後、普段であればその余韻に浸りながらお礼をメールで送信するのですが、彼女はそうはいかず、かと言って電話をかけるのも疲れているでしょうから気が引けて消化不良な気持ちで過ごしていましたら、しばらくして彼女から届きました。お礼の葉書が。彼女はいつも私と会った後は葉書を書いてくれ、今回も私は密かに期待していたのです。受け取った瞬間、嬉しかった～。彼女のきれいだけど少し癖のついた字からは、彼女の姿が見えてきて、メールもいいけれど、郵便できちんと礼状を書くという本来の姿を覚えてもらい、毎回頭が下がります。私はたとえば、メールやパソコンばかりで、漢字も忘れ、字も、きれいに書けなくなっています。・・・いけない、そういうば、返事がまだでした。ごめんね。あなたに葉書をもらって嬉しかったこの気持ちをまた葉書で送りますね～。もう返事はいりませんよ（笑顔）。



ご相談の方はまず電話にて時間を予約してください。法律業務に加え会計業務も本格的に行っています。お気軽にお問い合わせください。当事務所はお客様への親切な対応を心がけています。

檜八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.10 平成 28 年秋号

宮崎市橘通り東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp

Kashiya news

2016年
秋号



秋晴れの日、黄色に色づいたイチョウの葉と青空のすばらしいコントラストに出あいました。暑かった夏が去り、ようやく爽やかな秋が訪れました。空気が澄んで木々や花々の色合いがいっそうきれいです。いつもは何気なく見ている風景にも今日は新しい発見があり、幸せな気持ちになりました。





～ご存知ですか？

■裁判員制度について ①

裁判員制度が始まって、かれこれ7年。その制度での裁判も報道などでよく見聞きし一般的になりました。裁判員裁判なんて、何となく他人事のように思えますが、誰でも選ばれる可能性はあり、ひょっとしたら次はあなたが裁判員に選ばれるかもしれません。

今回からは、その裁判員制度について考えてみます。

裁判員制度は、平成21年5月から始まりました。この制度の対象となるのは殺人や強盗致死のような重大事件です。いままでの刑事裁判は3人の裁判官で行われていましたが、裁判員制度では、一般の方が6人と裁判官3人の計9人での裁判になります。裁判官とは異なる社会経験や知識を持った国民の皆さんに裁判に参加してもらい、被告人の有罪・無罪を判断し、有罪の場合はその刑をどのようにするのかを裁判官と一緒に決めます。市民が刑事裁判に参加するこの制度は、皆さんの常識に照らして一つでも疑問の余地があると、有罪にはなりません。

裁判員の選ばれ方を教えてください。

毎年秋に、地方裁判所毎に翌年の裁判員候補者名簿（20歳以上の方に限ります）を作成します。これは管内の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づいています。

11月ごろに候補者に裁判員候補者名簿に登録されたことを示す調査票（就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかをたずねるもの）が送付されます。この調査票の回答を返送することにより、明らかに裁判員になることが出来ない人や、一年を通じて辞退理由が認められる方は、裁判員に招集されることはありません。

その後、事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれ、原則で裁判の6週間前までに、法律上「呼び出し状」と言われる質問票を同封した選任手続期日のお知らせが、裁判員候補者に送付されます。

裁判員候補者のうち、辞退を希望しない方、質問票の記載からのみでは辞退が認められなかった方は、選任手続期日の当日に裁判所に出向かなければなりません。裁判長が候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無やその理由などについて質問します。これは候補者のプライバシー保護のため、非公開になっています。

そして、最終的に事件ごとに6人の候補者が選ばれます。

裁判員になることを辞退できますか？

裁判員制度は原則として辞退が出来ませんが、辞退理由が求められるのは以下のような方です。

- ・70歳以上の方。
- ・地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります）
- ・学生、生徒
- ・5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した方、3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続きの期日に出席した人（辞退が認められた方を除きます。）
- ・一定のやむを得ない理由があり、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な方。

裁判員に選ばれる前と裁判に参加したあとの気持ちや感想

裁判員に選ばれる前は「やりたくなかった」や「あまりやりたくなかった」と回答された方が全体の半数以上（51,0%）でしたが、実際に裁判員として裁判に参加された後ではほとんどの方で、「絶対受けるべき」と答えておられます。

皆さんの感想としては、日本の法律や裁判について深く考えるきっかけとなった。普段の生活に対する考え方が変わり、今後の人生のプラスになった。ドラマでしか裁判というものを知らなかったので、どういものか知って大変勉強になった。・・・など、肯定的な声ばかりです。もし、裁判員に選ばれたとしたら、是非、前向きに検討されては如何でしょうか。



参考・・・「裁判員制度」